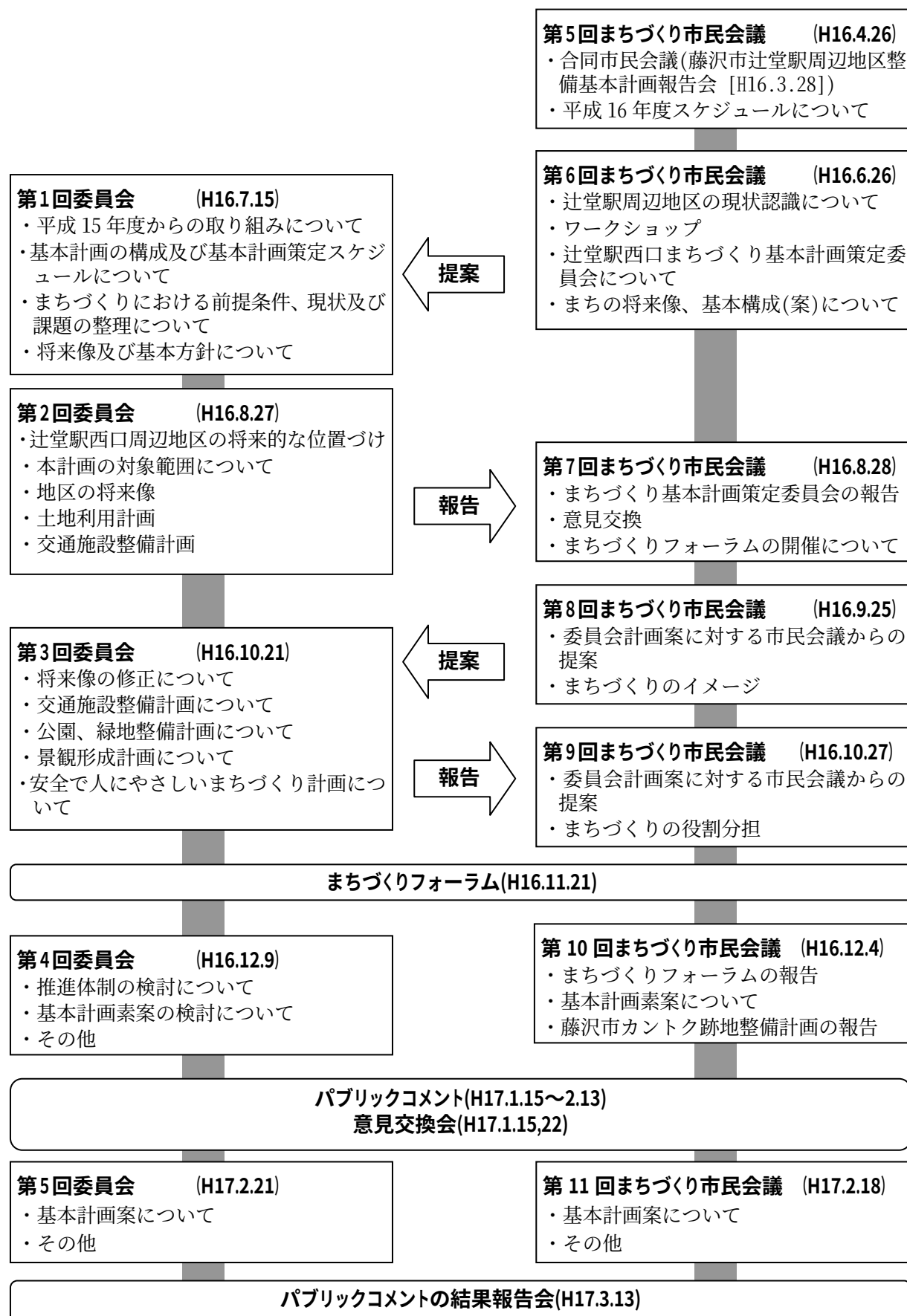


参考資料

●策定委員会・まちづくり市民会議における検討経過(平成 16 年度)



茅ヶ崎市辻堂駅西口周辺地区まちづくり基本計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎市辻堂駅西口周辺地区まちづくり基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、茅ヶ崎市辻堂駅西口周辺地区まちづくり基本計画の策定に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の区域内の公共的団体等の代表者
- (2) 市の区域内の事業者の代表者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、平成17年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市部都市政策課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

茅ヶ崎市辻堂駅西口周辺地区まちづくり基本計画策定委員会名簿

所 属 等	氏 名	区 分
日本大学理工学部教授	岸井 隆幸	学識経験を有する者
横浜国立大学大学院助教授	高見沢 実	
茅ヶ崎商工会議所会頭	田中 賢三	市の区域内の公共的団体等の代表者
茅ヶ崎市辻堂駅西口周辺地区まちづくり市民会議代表	柳 平吉	関係団体の代表者
松下電池工業（株）	伊藤 邦雄(H16.9 まで) 松浦 浩昭(H16.10 より)	市の区域内の事業者の代表者
神奈川県藤沢土木事務所計画建築部長	増田 勝男	関係行政機関の職員
神奈川県藤沢商工労働センター商工課長	平井 健次	
藤沢市計画建築部長	神田 務	

<事務局・茅ヶ崎市>

茅ヶ崎市都市部長	長嶋 武(H16.12 まで) 竹花 正雄(H17.1 より)	市の職員
茅ヶ崎市企画部企画調整課長	内藤 徳行	
茅ヶ崎市市民経済部産業振興課長	高木 寛通	
茅ヶ崎市都市部都市計画課長	小澤 稔	
茅ヶ崎市都市部都市政策課長	竹花 正雄(H16.12 まで) 篠田 良三(H17.1 より)	
茅ヶ崎市建設部道路建設課長	石井 守男	
茅ヶ崎市都市部都市政策課拠点整備担当課長	守屋 光治	

茅ヶ崎市辻堂駅西口周辺地区まちづくり市民会議要綱

(設置)

第1条 辻堂駅西口周辺地区のまちづくりに関する地域課題の抽出及び市民意見の取りまとめを行うため、茅ヶ崎市辻堂駅西口周辺地区まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 市民会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 松林地区の一部、小和田地区及び松浪地区において組織された自治会の代表者
- (2) JR東海道本線辻堂駅西口周辺地区において組織された商店会の代表者
- (3) 学識経験者

2 委員の任期は、平成17年3月31日までとする。

(代表)

第3条 市民会議に代表を置き、委員の互選により定める。

2 代表は、市民会議の会務を総理し、市民会議を代表する。

(会議)

第4条 市民会議の会議は、代表が招集する。

(意見の聴取等)

第5条 市民会議は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、代表が市民会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年10月31日から施行する。
- 2 この要綱は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

茅ヶ崎市辻堂駅西口周辺地区まちづくり市民会議委員名簿

所 属 等	氏 名	区 分
新宿自治会	白井 精治	市民代表 ＜小和田地区＞
本宿自治会	程島 音次	
赤松町自治会	柳 平吉	
	石井 三夫	
赤松自治会	寺口 成美	
松林地区自治会連合会	浅岡 肇	＜松林地区＞
菱沼自治会	加藤 博二(H16.10 まで) 中川 勲(H16.11 より)	
上赤羽根自治会	細田 正雄	
プランヴェール湘南自治会	島村 裕(H16.3 まで) 藤井 充(H16.4 より)	
浜竹一丁目自治会	志沢 市郎	＜松浪地区＞
浜竹二丁目自治会	稲井田 正	
浜竹三丁目自治会	櫻木 俊彦	
浜竹四丁目自治会	石田 靖幸(H16.5 まで) 田島 洋子(H16.6 より)	
松浪一丁目自治会	新倉 元昭(H16.3 まで) 黒沢 正雄(H16.4 より)	
松浪二丁目自治会	横田 榮次	
富士見町自治会	溝口 優子	
L G富士見町自治会	辻 俊子	
常磐町自治会	千金楽 孝治	
緑が浜自治会	小林 実夫	
汐見台自治会	碓井 利彰	
出口町自治会	角田 國治	
ひばりが丘自治会	栄田 利章	
美住町自治会	大曾根 千代子	
西口商店会	小山 憲一	商店会代表
はまたけ中央商店会	川井 俊宏 (小野寺)	
浜竹商店会	三野 信幸	
都市計画プランナー (ランドブレイン株式会社)	東 満伸	学識者

1	募集期間	平成17年1月15日(土)～平成17年2月13日(日)
2	意見の件数	121件
3	意見提出者数	74人・3団体
4	内容別の意見件数	

52

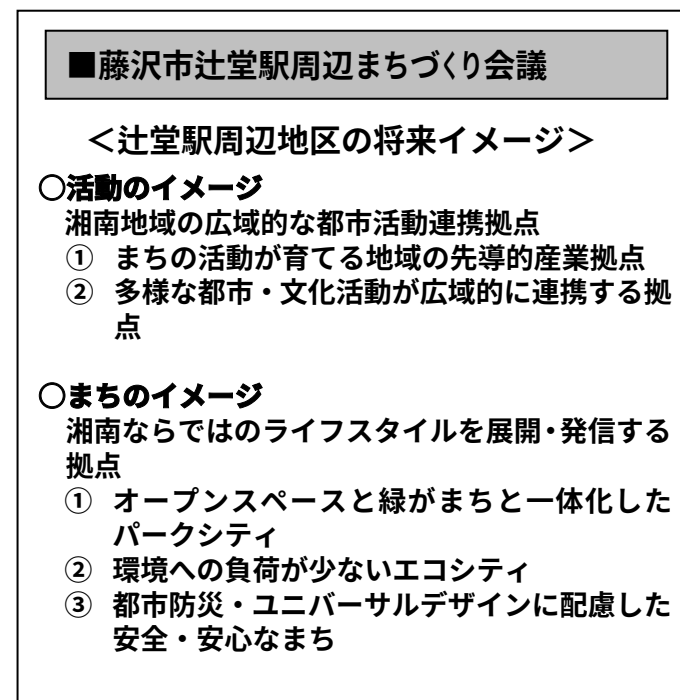
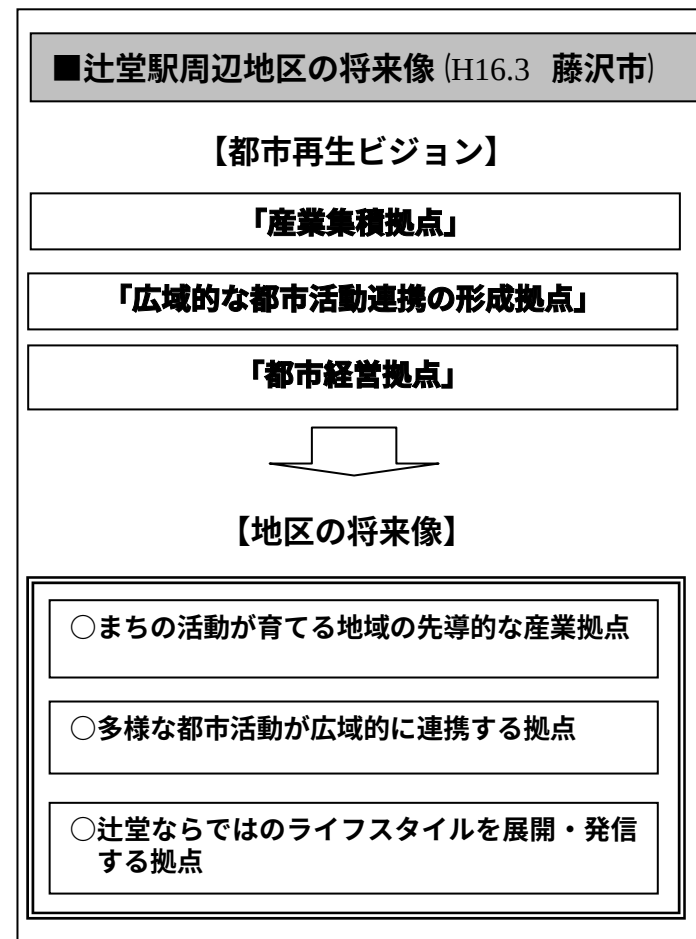
	<u>道路整備について</u> 南北横断道路に関する意見 都市計画道路に関する意見 市境道路に関する意見 道路整備全般に関する意見	10件 2件 3件 6件	3 1 2 1	7 1 	 3	 1 2
素案の 項目番 号	項 目	件数	意見の反映状況（件）			
			計画素案 に反映し たもの ※1	今後の整 備計画に 参考とす るもの	計画素案 に反映で きなかつ たもの	その他 （カント ク跡地整 備等）※ 2
4 —(3)	<u>駅施設の整備について</u> 西口駅施設の整備に関する意見	15件 5件	8 1	5 3		2 1
	<u>駅施設整備全般に関する意見</u>					
	<u>駅関連施設の整備について</u> 西口跨線橋に関する意見 西口駅関連施設に関する意見	4件 3件		4 3		
4 —(6)	<u>公共公益施設等の整備について</u> 公共公益施設等の整備に関する意見	11件	10	1		
	<u>カントク跡地整備について</u> カントク跡地整備に関する意見	14件				14
	合 計	121件	53	33	4	31

※1 計画素案に既に反映しているもの及び計画素案の一部修正を加えたもの

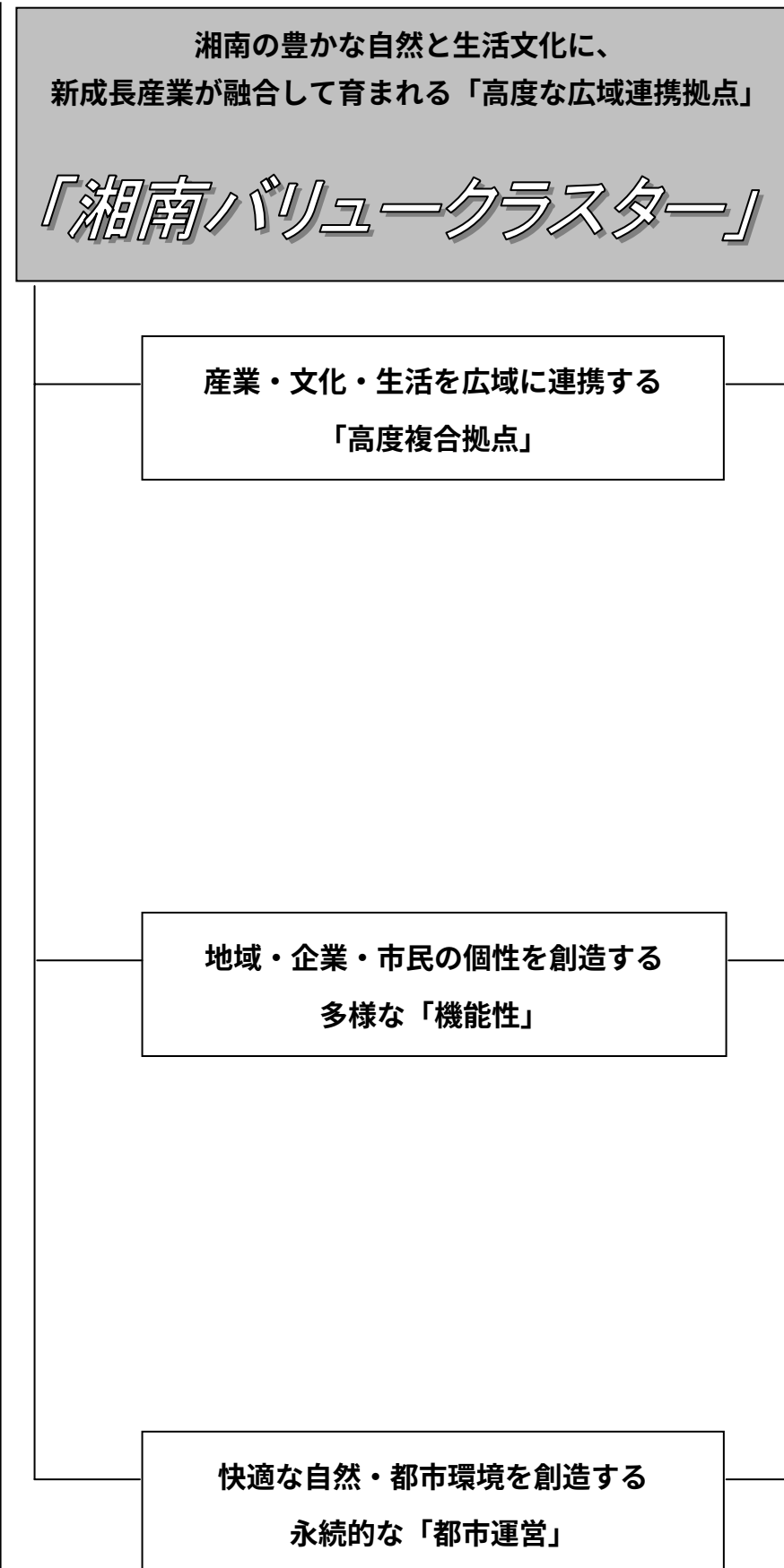
：一部修正を加えた項目（3箇所）

※2 計画素案には直接関係がない質問事項及び藤沢市のカントク跡地整備事業に関するもの

●藤沢市における検討資料
(1)地区の将来像と開発コンセプト



開
発
コ
ン
セ
プ
ト



<7つの整備の方向性>

①広域的な連携組織を支援するサービス拠点

- ・市域を超えた機能連携による湘南地域の都市活力と都市間競争力の保持
- ・市民・NPO・大学・企業・行政等、市域を超えた活動主体の連携促進のための仕組みや交流機能の整備
- ・研究開発・情報・生活支援・産業支援・公共公益・行政サービス等の都市機能ネットワーク形成のための交流拠点の整備

②次世代型の産業を先導するビジネス拠点

- ・産業集積環境を活かした新成長産業（商業・医療・福祉・環境・情報等）誘致
- ・既存の産業がより高度化するための地域環境整備の促進
- ・既存産業と新誘致産業の連携による持続力とビジネスチャンスの拡大
- ・湘南独自の「産・学・官」連携による付加価値の高い産業拠点の創造
- ・コミュニティビジネスなどの生活者支援事業主体の活動拠点の集積と交流の場づくり

③藤沢・茅ヶ崎市を広域ネットワークで連携する交通結節拠点

- ・都市機能相互の有効な連携を支える道路及び歩行者基盤ネットワークの形成
- ・ネットワークの基点となり、まちの顔ともなる駅機能／駅空間の強化
- ・グランドレベルにおいてゆとりと潤いを感じられるヒューマンなまちの創造
- ・駅、街なか、敷地内等における緑あふれるパブリック／セミパブリック空間の充実

④多世代・多様な人々が交流できる創造的なショーケース空間

- ・湘南地域唯一のかつ湘南らしい空間・機能をもった情報発信性の高いまちづくり
- ・湘南の個性をベースに高品位の生活スタイルを提案する先端的商業機能の導入
- ・多様で都会的な文化を育むストリートの創出
- ・多様なスタイルを持つ人々が集まって創造的交流を育むひろば空間の創出
- ・湘南らしさを創出する店舗・ブランドの導入

⑤新しい生活・就労スタイルを実現する魅力的な都市環境

- ・多様な生活スタイル、ワークスタイルを支える居住機能の導入
- ・多様な居住者像に対応可能な地域サービス、住民サービス機能の導入
- ・多世代の人々の利用に配慮したバリアフリー／ストレスフリーの工夫
- ・地域全体が支える独自の防災/防犯体制の確立

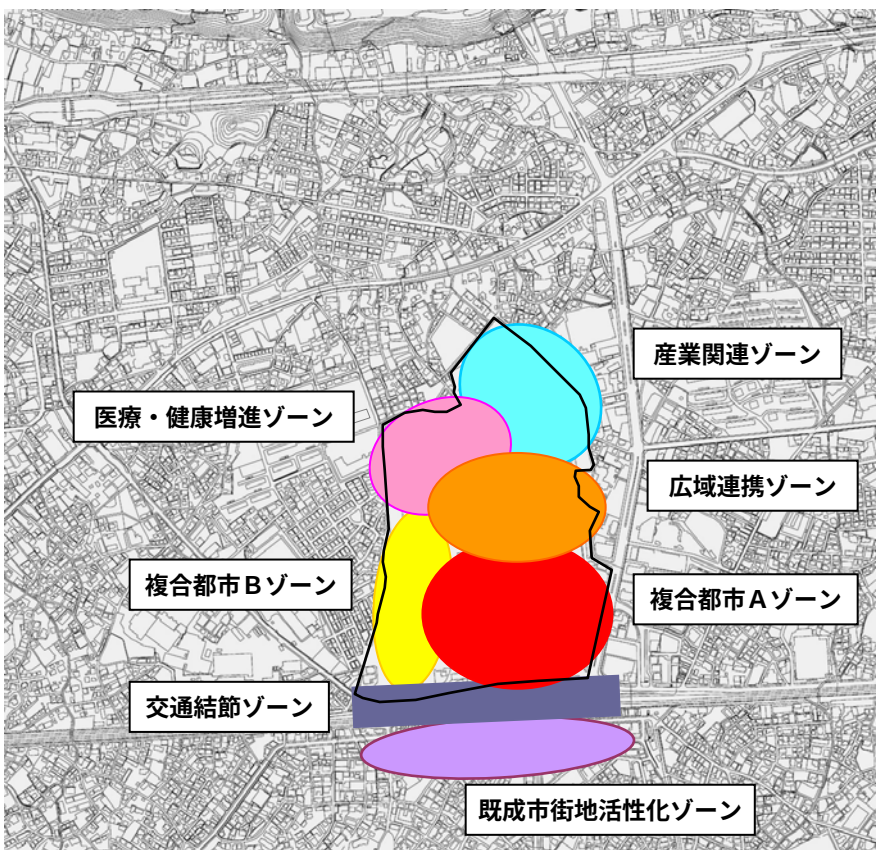
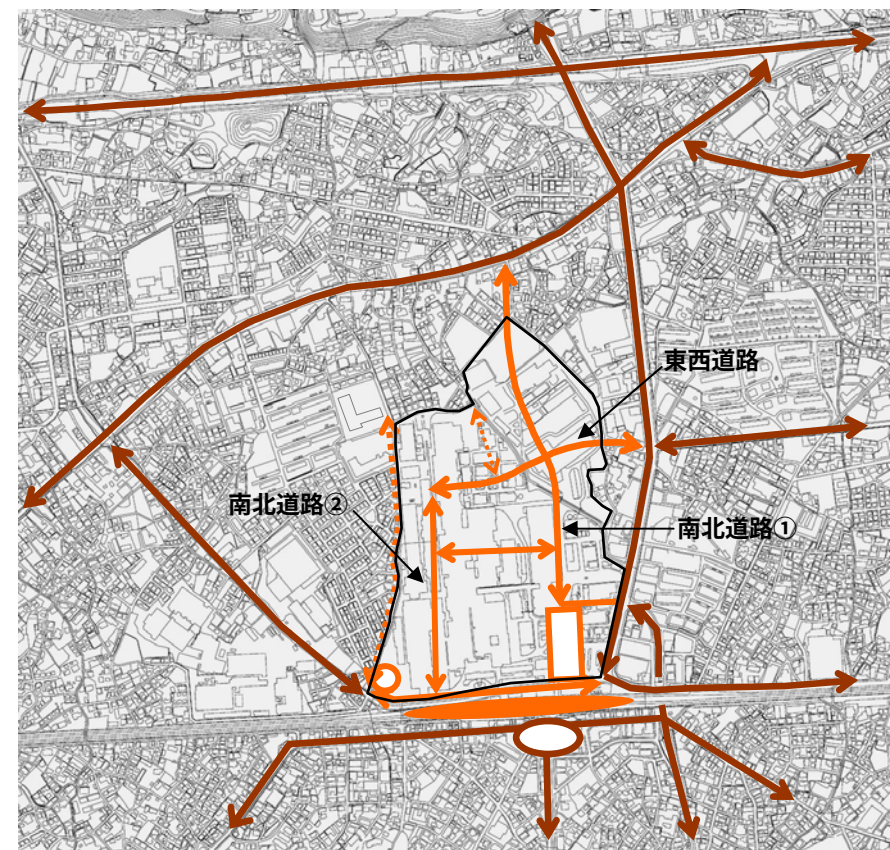
⑥オープンスペースと緑が一体化したエコシティ

- ・辻堂／湘南の特色ある風土を生かしたランドスケープデザインの導入
- ・四季を通じて緑豊かな潤いのあるまちの創造
- ・辻堂らしい／湘南らしい個性あるまちづくりを誘導するデザインガイドラインの制定
- ・次代のエコロジカルな暮らしをリードする先進的で持続性のある仕組みの導入

⑦市民、企業、行政が一体となったまちづくりの永続的な運営体制の実現

- ・市民が積極的にまちの管理運営に参加するまちづくりの実現
- ・市民、企業、行政が一体となって、永続的にまちの魅力向上や付加価値増進の努力・継承を行っていく体制の工夫

(2)都市基盤・土地利用計画



<都市基盤施設計画>

○駅機能の強化

- ・駅南口、駅本屋口、駅北口を連絡する南北自由通路の拡幅改良。
- ・東海道既存ホームの拡幅改良や将来展望を踏まえた貨物線を活用した旅客化用地の確保。

○駅前広場

- ・北口駅前広場と地区通過交通を分離する。
- ・北口駅前広場の機能（歩行者・交通広場）を拡充する。
- ・J R辻堂駅の西口北に歩行者用の駅前広場を整備する。

○地区幹線道路

- ・国道1号から北口駅前広場への南北地区幹線道路①を整備する。
- ・通過交通を処理する南北地区幹線道路②を整備する。
- ・藤沢羽鳥線を西に延伸し、東西地区幹線道路を整備する。
- ・辻堂駅初タラ線を拡幅整備（JR側に線形を変更）する。

○区画道路等

- ・地区内を通過する生活道路の機能を確保する。
- ・市境道路は生活道路として再整備を図る。
- ・土地利用との整合性と周辺の土地利用に配慮した区画道路を整備する。

○駐輪場

- ・需給バランスを踏まえ、駐輪場用地を確保する。

<歩行者空間・オープンスペース計画>

○鉄道南北連絡デッキ

- ・駅本屋口の南北連絡デッキを拡幅整備する。
- ・駅西口の南北連絡デッキを機能強化する。

○南北の歩行者動線

- ・初タラ線方面から公園、東西地区幹線道路を結ぶ歩行者空間を整備する。
- ・駅南口、駅本屋口、北口駅前広場から続くシンボル軸を整備する。
- ・南北地区幹線道路に沿って公開空地を整備する。

○東西の歩行者動線

- ・東西地区幹線道路に沿って公開空地を確保する。
- ・広域連携機能ゾーンに沿って、地区東側の公益施設や商店街と地区西側を結ぶ歩行者動線を整備する。

○公園・オープンスペース等

- ・東西地区幹線道路と南北地区幹線道路①の交差点付近に地区の核となる公園を整備する。
- ・歩行者空間を補完するために、宅地内にオープンスペースを適宜配置する。

<土地利用計画>

○産業関連機能ゾーン

- ・既存産業機能の存続・再配置を行い、研究開発施設や産学官の連携機能の集積により産業の高度化を図る。

○広域連携機能ゾーン

- ・新しい都市拠点にふさわしい広域連携を視野に入れた、行政サービス機能や文化・教育機能などの都市機能の集積を図る。

○医療・健康増進機能ゾーン

- ・高度先端医療機能を核に、健康・予防関連機能、医療ビジネスの集積を図る。

○複合都市機能ゾーン

- Aゾーン**：駅前立地を活かした業務・商業・住宅・アミューズメントなどの複合都市機能の導入を図る。
- Bゾーン**：西側に隣接する住宅地との調和に配慮した住宅などの導入を図る。

○交通結節機能ゾーン

- ・駅南北の連携や交流を促進するために、駅機能・駅前広場の機能拡充を図る。

○既成市街地活性化ゾーン

- ・南北交流を促進し、既成市街地の機能更新により活性化を図る。